

学 則

学校法人 木村学園

トリニティカレッジ広島医療福祉専門学校

学 則

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法並びに、学校教育法に準拠し、建学の精神に基づき、一般教養並びに専門の教育を行い、良識を持ち、実践能力に優れ、かつ、愛と奉仕の精神を兼ね備えた人間を育成し、もって国際的な視点に立ち、医療と福祉の発展と創造とに寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、トリニティカレッジ広島医療福祉専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を、広島市中区上幟町8番18号に置く。

第 2 章 課程の組織、収容定員及び入学定員

(課程、学科及び修業年限並びに定員)

第4条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	修業年限	入学定員	総 定 員	学級数	備 考
教 育 ・ 社 会 福 祉 専 門 課 程	介 護 福 祉 学 科	2年	80名	160名	4	昼 間 男・女
教 育 ・ 社 会 福 祉 専 門 課 程	医 療 秘 書 福 祉 学 科	2年	40名	80名	2	昼 間 男・女
教 育 ・ 社 会 福 祉 専 門 課 程	保 育 社 会 福 祉 学 科	3年	40名	120名	3	昼 間 男・女
医療専門課程	臨床工学科	3年	40名	120名	3	昼 間 男・女
教 育 ・ 社 会 福 祉 専 門 課 程	診 療 情 報 管 理 士 専 攻 科	1年	20名	20名	1	昼 間 男・女

第 3 章 学年、学期及び休業日等

(学年)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 本校の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日より9月30日まで

後期 10月1日より翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 春期休業、夏期休業及び冬期休業（毎年度の始めにそれぞれ学校長が定める期間）

2 前項の規定にかかわらず、学校長が、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると認める時は、これを変更することができる。

第 4 章 入学、退学及び休学等

(入学資格)

第8条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、専攻科については第2項のとおりとする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(6) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

2 専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 本校医療秘書福祉学科の卒業生

(2) 当該学科に関わる2年以上の専門課程を修了した者

(3) 前2号と同等以上の学力があると認められる者

(入学時期)

第9条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(出願手続)

第10条 本校に入学を志願する者は、本校の定める出願書類に、第30条(別表2)に定める入学選考料を添えて、指定期日までに願出しなければならない。

(入学者の選考)

第11条 前条の手続きを終了した者に対して、出願書類の審査、学力検査及び面接試験を行い、結果を総合的に勘案し選考する。

(入学手続及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格した者は、本校指定の期日までに第30条(別表2)の入学金及び入学手続時納入金を納入して入学手続きをとらなければならない。

2 学校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第13条 編入学を希望する者があるときは、定員に欠員があり、かつ、学習の進度が本校の進度と同等である場合に限り、学校長はこれを許可することができる。ただし、臨床工学科については編入学を認めない。

2 前項の規定により、入学の許可をされた者の既に修得した授業科目及び時間数(単位数)の取り扱い及び在学すべき年数については関係法令に基づき履修評価委員会の議を経て学校長が決定する。

(退学)

第14条 学生が、退学しようとするときは、その事由を記し、学校長の許可を受けなければならない。

(欠席及び休学)

第15条 学生が、病気その他やむを得ない事由により欠席するときは、その事由を記し、届けなければならない。

2 学生が疾病、その他やむを得ない事由によって1か月以上休学するときは、医師の診断書及びその事由を記し、学校長の許可を受けなければならない。ただし、休学の期間は1年を超えることは出来ない。

(復学)

第16条 前条第2項の規定により休学中の学生が復学しようとするときは、所定の書類にその事情を明記し、学校長の許可を受けなければならない。

(出席停止)

第17条 学生が伝染病にかかり、又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その学生に対し出席停止を命ずることがある。

(忌引)

第18条 学生が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは、これを許可することがある。

(身上事項の異動の届出)

第19条 学生及び保護者、保証人の氏名、住所の変更等身上事項について異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

第 5 章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業

(教育課程及び授業時数)

第20条 本校の教育課程及び授業時数等は、別表1のとおりとする。

(始業及び終業時間)

第21条 本校の始業及び終業の時間は次のとおりとする。

始業を午前9時とし、終業を午後6時とする。

(履修単位の計算方法)

第22条 各授業科目に対する単位の計算方法は次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技については、30時間から45時間をもって1単位とする。

(成績評価)

第23条 授業科目の成績評価は、各学期末に行う定期試験、実習の成果及び履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の3分の2（介護福祉学科における介護実習、医療秘書福祉学科における病院実習Ⅰ、保育社会福祉学科における保育・教育実習、相談援助実習、診療情報管理士専攻科における病院実習及び臨床工学科における臨床実習については5分の4）に達しない者は、その科目について試験及び評価を受けることができない。

2 授業料等を未納の者は、定期試験を受けることができない。

(他校における授業科目の履修等)

第24条 教育上有益と認めるときは、学生が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修及び大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当

該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。
- 3 前2項の規定は、本校の専門課程に相当する教育を行っていると認めた外国の教育施設に学生が留学する場合について、それぞれ準用する。
- 4 他校における授業科目の履修の取り扱い及び成績評価については、関係法令に基づき履修評価委員会の議を経て学校長が決定する。

(入学前の授業科目の履修等)

- 第25条 教育上有益と認めるときは、学生が当該専門課程に入学する前に行った前条第1項及び第3項に規定する履修及び学修を、学生からの申請に基づき既履修内容及び時間数を評価し、当該専門課程における教育内容及び時間数に相当すると認められる場合には、本校の履修に替えることができる。ただし、臨床工学科、介護福祉学科及び保育社会福祉学科においては関係法令に定める以外の他校における履修及び学修を認めない。
- 2 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において履修した授業時数以外のものについては、前条第1項及び第3項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。
 - 3 入学前における授業科目の履修の取り扱い及び成績評価については、関係法令に基づき履修評価委員会の議を経て学校長が決定する。

(介護福祉学科における教育課程修得の認定)

- 第26条 介護福祉学科における教育課程修得の認定は、第23条の規定によるものの他に、介護福祉士として必要な知識、技能を修得したことを確認し認定する。

(原級留置)

- 第27条 学生のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった者については、原学年に留め置く。ただし在学期間は、当該学科の修業年限の2倍を超えて在学することができない。
- 2 休学期間は、これに含めない。

(課程修了・卒業の認定)

- 第28条 第23条、第24条及び25条に定める授業科目の評価に基づいて、学校長は課程修了の認定を行う。
- 2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には卒業を認定し、卒業証書を授与する。
 - 3 本校設置の課程のうち修業年限が2年以上の学科を修了した者には、その課程の専門士の称号を授与する。

- 4 学校長は、専攻科を修了した者に対して、修了証書を授与する。

第 6 章 教 職 員 組 織

(教職員組織)

第 29 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 学 校 長 1 名
 - (2) 教 員 教育・社会福祉専門課程 10 名以上
医療専門課程 4 名以上
 - (3) 事務職員 3 名以上
 - (4) 学 校 医 1 名
- 2 学校長は校務を掌り所属職員を監督する。
 - 3 その他職員の校務分掌は学校長が別に定める。

第 7 章 授 業 料、入 学 金 及 び 入 学 選 考 料 等

(授業料、入学金及び入学選考料等)

第 30 条 本校の授業料、入学金及び入学選考料等は別表 2 のとおりとする。

- 2 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料及びその他の諸経費を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 既に納入した授業料、入学金及びその他諸経費並びに入学選考料等は、原則として返還しない。ただし、一般入試（併願）において合格・入学許可を受けた者に限り、指定日までに入学金を申し出た者には納入された入学選考料及び入学金を除き返還する。

第 8 章 賞 罰 及 び 除 籍

(褒賞)

第 31 条 学生がその成績、性行ともにすぐれ他の模範となるときは、褒賞することがある。

(懲戒)

第 32 条 学生が、学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分に反する行為のあったときは、懲戒処分を行う。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくして出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第33条 学生で次の一に該当する者は、学校長が除籍する。

- (1) 死亡の届け出のあった者
- (2) 行方不明の届け出のあった者
- (3) 3か月以上連絡不能の者
- (4) 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料等を滞納した者

第 9 章 健 康 管 理

(学生健康診断)

第34条 学生の健康診断は、毎学年定期に学校保健法の定めるところにより実施する。

2 必要があるときは、学校長は臨時に学生の健康診断を行うことができる。

(教職員健康診断)

第35条 教職員の健康診断は、毎学年定期に学校保健法の定めるところにより実施する。

2 必要があるときは、学校長は臨時に教職員の健康診断を行うことができる。

第 10 章 付 帯 事 業

(付帯事業)

第36条 本校の付帯事業は次のとおりとする。

学科名	修業年限	1学級の定員	備考
介護実務者研修科 (通信課程)	6月	40名	通 信 男・女

2 前項の付帯事業に係る教科科目、入学手続き、学習の評価及び課程修了の認定、授業料等については、別に定める。

第 11 章 補 則

第37条 この学則の実施に関し、必要な事項は、学校長が別に定める。

附則

- 1 この学則は平成9年4月1日から施行する。
- 2 この学則は平成10年4月1日から施行する。
- 3 この学則は平成11年4月1日から施行する。
- 4 この学則は平成12年4月1日から施行する。
- 5 この学則は平成13年4月1日から施行する。
- 6 (1) この学則は平成14年4月1日から施行する。
(2) 医用電子学科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、この学則施行の際、現に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、その在学関係に関しては、なお従前の例による。
- 7 この学則は平成15年4月1日から施行する。
- 8 この学則は平成16年4月1日から施行する。
- 9 この学則は平成17年4月1日から施行する。
- 10 この学則は平成20年4月1日から施行する。
- 11 この学則は平成21年4月1日から施行する。
- 12 この学則は平成24年4月1日から施行する。
- 13 この学則は平成26年4月1日から施行する。
- 14 この学則は平成26年8月1日から施行する。
- 15 この学則は平成26年度、介護実務者研修科（通信課程）認可の日（平成26年10月1日）から施行する。
- 16 この学則は平成27年4月1日から施行する。
- 17 この学則は平成28年4月1日から施行する。

広島県緊急未就職者訓練事業に関する学則の特則

広島県が実施する緊急未就職者訓練事業に関し、次のとおり学則の特例を定める。

- 第1条 広島県の緊急未就職者訓練事業により受け入れた、広島県立広島高等技術専門校の訓練生は、契約期間において、学則第8条から第12条まで【入学関係】の規定に関わらず、本校の介護福祉学科の学生とみなす。
- 2 前項の学生は、所定期日内に学生調査票ほか必要書類を学校長に提出しなければならない。
- 第2条 前条第1項の学生は、学則第30条の規定【授業料等納付金関係】は、適用しない。

附則 この特則は、平成21年4月1日から実施する。